

# News Letter



## Topics

- I 食パンのお供
- II 建設業立入検査について
- III 建設業法改正について ~R1.9.1施行の規定より
- IV 建設業許可 ~知事許可と大臣許可について~
- V おすすめの鍋の食材

いつもお世話になりありがとうございます！

担当: 中村

## ~食パンのお供~

皆様いかがお過ごしですか？

だんだんと寒くなってきて、布団から出るのが辛い…という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そんな時、朝ご飯が楽しみだったら、すんなり起きれるかもしれません。

私は朝はパン派で、特に食パンをよく食べます。今回は、私のお気に入りの食パンのお供をご紹介します！



### ○いちごバター

果肉が大きくて、食べ応えがあります。いちごジャムとの違いはわかりませんが…

### ○はちみつバター

はちみつより甘さは控えめです。

### ○ハーブ入りクリームチーズ

何枚でも食べてしまうのではないか！？というぐらい、食パンに合います。

これは、本当におすすめです！ぜひ、お試しください！



## 建設業立入検査について

11月は「建設業取引適正化推進月間」ということもあり、建設業者様から立入検査のご相談が相次いでおります。「建設業取引適正化推進月間」とは、国土交通省及び都道府県が、講習会の開催や立入検査の実施を重点的に行う期間です。立入検査では、主に施工済・施工中の工事の下請契約に係る見積・契約締結・下請代金支払の方法及び時期等について検査がされます。立入検査当日に、具体的に検査される資料は次のとおりです。これらの資料は日頃作成を怠らず、備置くようにしましょう。

### ① 発注者との契約関係等書類

・契約書(追加・変更分を含む) ・検査結果通知書等(完成日、検査日及び引渡日が確認できる書類) ・工程表 ・施工体制台帳及び施工体系図(作成している場合) ・配置技術者に必要な資格を有することを証する書類の写し(監理技術者資格者証、合格証等) ・発注者からの入金を確認できる会計帳簿等

### ② 下請負人との契約関係等書類

・見積関係書類(見積依頼書、見積書等) ・契約書(注文書・請書の場合を含む。追加・変更分を含む) ・検査結果通知書等(完成日、検査日及び引渡日が確認できる書類) ・下請負人からの請求書及び下請代金の支払日、金額等が確認できる会計帳簿等

(実際に送られてきた立入検査を通知する書面)

#### 建設業立入検査の概要について

当局では、建設業法(昭和24年法律第100号)等の法令遵守、建設工事の請負契約の適正化及び下請代金等の支払の適正化を図るため、管内の建設業者に対し建設業法第31条第1項の規定に基づく立入検査を実施しております。今回お願いしました立入検査の概要につきましては下記のとおりです。なお、検査の日程調整や工事の選定等については、後日、担当者よりご連絡させていただきます。

弊社では、立入検査の対応についてもお手伝いをさせていただいております。お気軽にお問い合わせください。(担当:大野)



〒450-6333 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋33F

行政書士法人名南経営

MEINAN

社員行政書士 荻野恭弘 ・ 社員行政書士 大野裕次郎 ・ 社員行政書士 原田 裕

◆TEL 052-589-2362 FAX052-589-2362 ◆web <http://gyousei-meinan.com/>

## 建設業法改正について ～ R1.9.1施行の規定より

建設業法に改正があることは皆さんご存知のことと思います。弊社では、改正建設業法の勉強会・研修を実施しており、コンプライアンス意識の高さを実感しています。そこで、改正についてニュースレターでも解説していきます。今回の建設業法改正のうち大部分が R2.10.1～施行されますが、まずは既に施行された改正内容を取り上げます。

### R1.9.1施行『建設業従事者の責務の追加(建設業法第25条の27)』

第2項において、「**建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。**」と規定されました。建設工事の従事者自らが、知識や技術等の向上に努めることが求められています。取組みとして考えられるものは、登録基幹技能者資格の取得を目指す等、資格取得に励むことや技術者向けに行われている講習会・研修会等に参加することです。

R3.4.1～は技術検定制度が見直される予定です。建設工事の従事者のための法整備が進み、建設業界を魅力あるものに変えようとする動きを感じます。  
(担当:寺嶋)

## 建設業許可 ～ 知事許可と大臣許可について ～

### 【知事許可と大臣許可について】

#### ①知事許可

建設業を営む営業所が一つの都道府県にある場合は各都道府県知事許可が必要です。  
(例えば愛知県内のみ営業所を設ける場合は「愛知県知事許可」)

#### ②国土交通大臣許可

建設業を営む営業所が二つ以上の都道府県にある場合は国土交通大臣許可が必要です。  
(例えば愛知県と岐阜県に営業所を設ける場合は「国土交通大臣許可」)

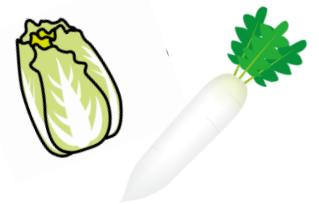
※ただし、複数の営業所があっても、同一の都道府県内にある場合は「知事許可」です。

★次回は「建設業を営む営業所について」です。

(担当:松裏)

行政書士法人名南経営 許認可チームスタッフ

### 「おすすめの鍋の食材」



#### ★大野 裕次郎★

「米&チーズ」  
キムチ鍋や赤から鍋のメには良く合いますが、結構何でもいけちゃいます。

#### ★松裏 浩子★

「大根」  
火が通りやすい厚みの半月切が好きです。

#### ★片岡 詩織★

「トッポギ」  
韓国のお餅です。一口サイズなので食べやすくて◎

#### ★寺嶋 紫乃★

「もつ鍋のキャベツ」  
特に芯は甘みが出ておいしいです。

#### ★中村 桃子★

「白菜」  
どれだけ豪華なお鍋でも、白菜が入っていないと物足りなく感じます。

